

(平成25年4月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 1 月 5 日まで

昭和 50 年 11 月 1 日に A 社に採用され、同社のガソリンスタンドで勤務した。採用された時から厚生年金保険料が給与から控除されていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時の給与支給明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人に係る履歴書（裏面）において確認できる「S50 年 11 月 1 日採用、基本給¥67,000、スタンド」との記載及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「保存されている申立人の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書で確認できる同保険の被保険者資格取得日の昭和 51 年 1 月 6 日から判断すると、採用から 2 か月後に本採用としたと思うが、申立期間当時の厚生年金保険の適用については、資料が保存されておらず不明である。」と回答している上、申立人の元上司は、「履歴書に記載されている日に私が申立人を採用したと思うが、なぜ採用日と厚生年金保険の加入日が一致しないのか分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人の前後において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 10 人について、雇用保険の被保険者資格取得日を確認したところ、このうち 3 人は、雇用保険の被保険者資格を取得した 1 か月から 2 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確

認できる上、被保険者原票及びオンライン記録により、当該事業所において、申立人と同様に、前事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した数か月後に当該事業所において同資格を取得し、生存及び所在が確認できた6人に照会し、3人から回答を得られたところ、唯一申立人と同様にガソリンスタンドに勤務していたとする一人は、「前に勤務していた事業所を退職後、すぐにA社に勤務した。」と供述しているものの、同人は、前事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した2か月後に当該事業所において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所では、申立期間当時、従業員について、採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人から提出された昭和50年12月分、51年2月分、同年11月分及び同年12月分の給与明細書(写)によると、50年12月分を除く3か月分については、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の全てが記載されており、給与支給額からこれら保険料額を控除した金額が課税対象額欄に記載されていることが確認できる一方、申立期間に係る50年12月分については、健康保険料及び雇用保険料の記載は無く、厚生年金保険料のみの記載であり、課税対象額欄においては、給与支給額と同額が記載されていることが確認できる上、当該事業所では、厚生年金保険料欄に記載されている金額の筆跡について当時の事務担当者のもとは異なっていると回答しているなど、内容に不自然な点が多く、当該給与明細書(写)をもって申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。